

令和 7年 9月 7日執行
旭 川 市 長 選 挙
旭川市議会議員補欠選挙

出納責任者のしおり



旭川市選挙管理委員会

目 次

I	出納責任者	
1	選任の届出	1
2	異動の届出	1
3	届出に係るその他留意事項	2
4	出納責任者の職務	2
II	選挙運動費用	
1	選挙運動費用の法定上限額	4
2	出納責任者支出金額の最高額の決定	4
3	選挙運動費用の概要	4
4	選挙運動費用とみなされない支出	6
5	選挙運動員・労務者に対する報酬・実費弁償	7
	【報酬・実費弁償の一覧】	8
III	会計帳簿と収支報告書	
1	会計帳簿	9
2	収支報告書	9
	会計帳簿の記載例	11
	収支報告書の記載例	14

【お問合せ】

旭川市選挙管理委員会事務局

旭川市7条通9丁目 旭川市総合庁舎6階

電 話 (0166)25-6513

Eメール senkan@city.asahikawa.hokkaido.jp

I 出納責任者

出納責任者とは、選挙運動をする際に、その収入と支出の責任者として候補者が選挙管理委員会に届け出た者をいい、選挙運動費用の収支についての一切の責任を負い、原則として出納責任者のみが選挙運動の収入・支出を行うことができるなど、費用面について全面的な責任と権限を持っています。

1 選任の届出

出納責任者を選任した場合及び解任又は辞任による異動があった場合は、直ちに旭川市選挙管理委員会（以下「選管」という。）に文書「**出納責任者選任（異動）届**」による届出をしなければなりません。

この届出をしないで寄附を受けたり、支出したりすると処罰されます。

(1) 選任（法第 180 条）

選任は、候補者 1 人につき 1 人を次の方法にて選任します。

- ア 候補者が（候補者以外のだれかを）選任する
- イ 候補者自らが出納責任者となる
- ウ 候補者の承諾を得て推薦届出者が選任する（推薦届出の場合のみ）
- エ 候補者の承諾を得て推薦届出者自らが出納責任者となる（推薦届出の場合のみ）

出納責任者を選任した者は、自らなった場合を除き、文書で出納責任者が支出することができる金額の最高額を定め、出納責任者とともにその文書に署名押印しなければなりません。

(2) 選任の届出方法

出納責任者を選任（自らなった場合を含む。）したときは、選任した者は、直ちに文書で「**出納責任者選任（異動）届**」（別冊「候補者のしおり」40～41 頁参照、以下「選任届」という。）により、選管に届け出なければなりません。

推薦届出者が選任したときは、選任届に選任に係る候補者の承諾書「**出納責任者選任（異動）承諾書**」を、さらに推薦届出者が複数いる場合は代表者であることを証明する「**代表者証明書**」を添えなければなりません。

2 異動の届出

(1) 解任及び辞任（法第 181 条）

候補者及び選任した推薦届出者は、文書で通知することで、出納責任者を解任することができます。ただし、推薦届出者の場合は、候補者の承諾が必要です。

また、出納責任者は、文書で候補者及び選任者に通知することにより、辞任すること

ができます。

解任又は辞任の場合は、後任の出納責任者又は職務代行者に直ちに事務の引き継ぎを行わなければなりません。(法第 190 条)

(2) 異動の届出方法 (法第 182 条)

解任又は辞任等に伴って出納責任者を変更する場合、直ちに文書で「**出納責任者選任(異動)届**」(別冊「候補者のしおり」40～41 頁参照、「選任届」と同様式、以下「異動届」という。)により、「解任又は辞任に係る通知文」(任意様式)を添えて、選管に届け出なければなりません。

推薦届出者が選任したときは、異動届に解任に係る候補者の承諾書「**出納責任者選任(異動)承諾書**」を、さらに推薦届出者が複数いる場合は代表者であることを証明する「**代表者証明書**」を添えなければなりません。

(3) 出納責任者の職務代行 (法第 183 条)

出納責任者が解任や辞任等によって欠けた場合、候補者が出納責任者を選任した場合と推薦届出者が自らなった場合は候補者が、推薦届出者が出納責任者を選任した場合は当該推薦届出者が職務を代行することとなっています。(法第 183 条)

職務代行者は、職務代行が開始された場合は、「**出納責任者職務代行(終止)届**」直ちに選管に届け出なければならず、職務代行をやめたときも同届出書により届け出なければなりません。

3 届出に係るその他留意事項

- 選任、異動、職務代行に係る届出書類は郵便によることもできますが、「引受時刻証明」の取扱いとしたときはその時刻で届出となり、ポストに投函した場合は選管が受理した時点で届出となります。
- 出納責任者(職務代行者を含む。)は、その選任の届出後でなければ、どのような名目であっても、候補者のために寄附を受けたり、支出をすることはできません。

4 出納責任者の職務

(1) 会計帳簿の備付及び記載 (法第 185 条)

出納責任者は、会計帳簿(収入簿と支出簿の2種「11～13 頁の記載例参照」)を作成して、選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入並びにすべての支出を記載しなければなりません。

(2) 明細書の提出 (法第 186 条)

出納責任者以外の者で、候補者のために選挙運動に関する寄附を受けた者は、寄附を受けた日から7日以内に(出納責任者の請求があるときは直ちに)寄附者の氏名、住所、職業、寄附を受けた金額及び年月日を記載した明細書を、出納責任者に提出しなければなりません。

この寄附のうち、候補者が立候補の届出前に受けたものについては、立候補の届出後、直ちに納入責任者にその明細書を提出しなければなりません。

納入責任者は、これらの明細書を受け取って保管するとともに、提出がないときは提出させなければなりません。

(3) 立候補準備のために要した費用の精算（法第 187 条第 2 項）

立候補準備のために候補者あるいは納入責任者が支出し、又は他の者がこれらの者と意思を通じて支出したものは、選挙運動の費用とされるため、納入責任者は、就任後直ちに候補者又は支出をした者について精算し、会計帳簿に記載しなければなりません。

(4) 領収書等の徴収及び送付（法第 188 条）

納入責任者は、選挙運動に関する全ての支出について、支出の金額、年月日及び目的を記載した領収書その他の支出を証明する書面を徴収しなければなりません。（天災地変等や、社会通念上領収書を発行しないのが普通の場合は除く。）

候補者又は納入責任者と意思を通じてそのための支出をした者も同様であり、領収書等を受け取り次第、直ちに納入責任者に送付しなければなりません。

(5) 選挙運動費用収支報告書の提出（法第 189 条）

納入責任者は、選挙運動に関する収入および支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、真実の記載がなされていることを誓う旨の文書を添えて、選挙の期日から 15 日以内に選管に提出しなければなりません。

(6) 帳簿及び書類の保管（法第 191 条）

会計帳簿、明細書、領収書その他支出を証すべき書面を、(5)のによる提出の日から 3 年間保存しなければなりません。

Ⅱ 選挙運動費用

1 選挙運動費用の法定上限額

選挙運動費用の法定制限額は、選挙期日の告示日現在における選挙人名簿登録者総数を基礎として計算されるため、選挙の告示日（8月31日）に告示いたします。

(1) 市長選

- ・ A(告示日における選挙人名簿登録者数×81)+3,100,000 円
- ・ Aが15,500,000 よりも大きい場合は、18,600,000 円

(2) 市議補選

- ・ B(告示日における選挙人名簿登録者数÷34(議員定数)×501)+2,200,000
- ・ Bが4,400,000 よりも大きい場合は、6,600,000 円

選挙運動費用の法定上限額を超えて支出をしたときは、出納責任者が処罰され、原則的には連座制により候補者の当選をも無効とするなどの制裁を課することになっていますので十分注意してください。

2 出納責任者支出金額の最高額の決定

出納責任者の支出できる金額の最高制限額は、出納責任者の選任以前に立候補準備のために支出した額を選挙運動費用制限額から差し引いた金額の範囲内の額になります。

したがって、出納責任者は、その定められた金額の範囲内でのみ支出することができ、これを超えて支出することはできません。

なお、候補者又は推薦届出者が自ら出納責任者となったときは、最高額を定める必要はありません。

3 選挙運動費用の概要

(1) 人件費

労務者、選挙運動のために使用する事務員及び車上運動員（いわゆる「うぐいす嬢」など）に対する報酬が考えられます。

なお、報酬を支給できる者は、「選挙運動事務員等届出書」によりあらかじめ選管に届け出た者に限られます。

また、選管が定めた額（8㉟「選挙運動員・労務者に対する報酬・費用弁償一覧」参照）を超えて支給した場合には利益供与又は買収の推定を受けることになりますので、十分に注意しなければなりません。

(2) 家屋費

家屋費は次の「選挙事務所費」と「集合会場費」の2つに区分されます。

ア 選挙事務所費

事務所の借上料で、この中には事務所自体と机、椅子等備品の借上料及び電話の架設費、駐車場の借上料も含まれます。

イ 集合会場費

主として個人演説会場の借上料が考えられます。この中にも机等備品の借上料が含まれます。なお、公営の施設を無料で使用した場合は、記載する必要がありません。

(3) 通信費

事務連絡用の電話（借上料及び電話料）及び事務連絡のための郵便（葉書、封書）等に要する費用です。なお、選挙運動用通常葉書の郵送料は、記載する必要がありません。

(4) 交通費

車の借上料、タクシー代等に要した費用、運動員・事務員・選挙事務労務者の交通費（実費弁償）です。なお、候補者の交通費は、選挙運動費用とみなされません。

友人等が好意的に乘せてくれた場合でも、時価に換算して寄附及び支出として記載することが必要です。

また、選挙運動用自動車の費用（借上料、ガソリン代、修繕代、タイヤ代、運転手の雇用料等）は選挙運動のための支出とみなされません。

なお、自動車に取り付ける拡声機及び看板等の費用は、広告費として計上されます。

(5) 印刷費

選挙運動用ポスター作成費、ビラ作成費及び葉書の印刷費が主なものです。

なお、公費で負担される額も含めて実際に要した額の記載が必要です。

(6) 広告費

立札、看板、ちょうちん、たすき、拡声機及び新聞広告等の費用です。

自動車に取り付ける拡声機及び看板等の費用も広告費に計上します。

(7) 文具費

紙、筆、墨、コピー代その他選挙事務所において使用した消耗品等の費用です。

(8) 食糧費

選挙事務所で提供する湯茶及びこれに伴い通常用いられる程度の菓子にかかった費用のほか、運動員（事務員及び車上運転員等含む。）及び労務者に対し、選挙事務所において提供する弁当の調整費用（食材費等）及び弁当料、茶菓料の実費弁償等の費用です。

弁当は、1日3食×15人分（45食）×7日＝315食分を超えてはなりません。

また、1人に提供できる弁当の額は、1食につき1,500円以内、1日につき4,500円以内に制限されています。

なお、運動員に弁当を提供した場合に、その者に更に実費弁償として弁当料を支給す

るときは、1日当たりの弁当料の制限額（4,500円）から提供した弁当の実費相当額を差し引いた額以下しか支給できません。

また、労務者に弁当を提供したときは、報酬を差し引いて支給しなければなりません。

詳細は8ページの「選挙運動員・労務者等に支給することができる報酬・費用弁償一覧」を参照してください。

(9) 休泊費

休憩及び宿泊に要した費用です。

(10) 雑費

(1)から(9)に該当しないものが、この費用に含まれます。

具体的には、灯油代、ガス代、水道料、電気代等の光熱水費や、銀行等への振込手数料などが該当します。

4 選挙運動費用とみなされない支出

次に掲げる選挙運動に要した費用は、選挙運動費用とみなされないことになっていますので、これらは選挙運動費用に算入する必要はありません。供託金も同様です。したがって、出納責任者は、収支報告書に記載する必要はありません。（法第197条）

(1) 法律に定めのあるもの

ア 立候補準備に要した支出で、候補者又は出納責任者となった者のした支出及びその者と意思を通じてした支出以外のもの（候補者や出納責任者が関知しない支出という意味です。）

イ 候補者として届出があった後、候補者又は出納責任者と意思を通じてした支出以外のもの（出納責任者の文書による承諾がなくとも支出できるのは、電話及びインターネット等を利用による選挙運動に要した費用のみです。）

ウ 候補者が乗用する自動車等に要した支出（候補者の一切の交通費は費用に計上しないという意味です。）

エ 選挙期日後において選挙運動の残務整理のために要した支出（投票日経過後でなければその支払原因の発生しない支出、例えば、選挙事務所の閉鎖、選挙運動費用の精算その他事実上選挙運動の後片付けをするのに当然必要な費用をいいます。）

オ 選挙運動に関して支払う国又は地方公共団体の租税又は手数料

カ 選挙運動用自動車のために要した支出（借上料、ガソリン代、運転手の報酬等が該当します。）

キ 確認団体が行う選挙運動のために要した支出

ク 供託金

(2) 実例、判例で候補者の日常生活費に類したものとされるもの

ア 候補者の家族又は親族が労務を提供した場合は、時価に換算して記載すべきですが、

本業の合間に短時間の労務の提供で見積もることが困難なもの

- イ 労務者の傷害の医療費
- ウ 候補者の自宅を選挙事務所に使用したときの費用
- エ 選挙運動のために備えた椅子、卓子、ガラス等の破損弁償金のような費用
- オ 選挙運動員が、従来から日常の生活に使用する自転車費用
- カ 選挙運動員が、自己名義の定期乗車券を使用して運動した場合の費用
- キ 風雨による看板の復旧費

5 選挙運動員・労務者に対する報酬・実費弁償

これらの報酬、費用弁償は、選挙運動費用を膨大ならしめないために、一定の制限が設けられており、この制限に違反すると、買収罪の推定を受けるので注意してください。

(法第197条の2)

(1) 報酬又は実費弁償が支給できる者

- ア 選挙運動に従事する者
- イ 選挙運動のために使用する事務員（事務員）
選挙運動に関する事務に従事する者ですが、純粹に事務に従事する者であって、直接選挙人に働きかけるような行為を行う者は含みません。
- ウ 専ら車上における選挙運動のために使用する者（車上等運動員）
選挙運動用自動車の上で選挙運動を行ういわゆる「うぐいす嬢」等が該当します。
- エ 専ら手話通訳のために使用する者（手話通訳者）
- オ 専ら要約筆記のために使用する者（要約筆記者）

(2) 支給に係る制限

(1)の者に報酬等を支給する場合は、選管に「**選挙運動事務員等届出書**」を提出しなければならず、この届出書に記載された者でなければ支給することができません。

なお、報酬、実費弁償の種類や制限額等は次のページの一覧を御覧ください。

【報酬・実費弁償の一覧】

区 分		報 酬	実 費 弁 償			
			鉄道費・船賃・車賃	宿泊料	弁当料	茶菓料
選挙運動に従事する者	選挙運動員	支給できない	○鉄道費・船賃・航空賃 路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額	1夜につき <u>23,000円</u> ※食料2食分を含む	1食につき <u>1,500円</u> 1日につき <u>4,500円</u> ※法第139条ただし書の弁当の提供があった場合は、弁当の実費相当額を差し引いた額以内とする	1日につき <u>1,000円</u>
	事務員 車上運動員 手話通訳者 要約筆者	○事務員 1人1日につき <u>15,000円以内</u>				
選挙運動に従事する者	★支給できる期間 「選挙運動事務員等届出書」を選管に届け出た日から9月6日(投票日前日)まで	○車上運動員 ○手話通訳者 ○要約筆者 1人1日につき <u>20,000円以内</u>	○車賃 路程に応じた実費額	1夜につき <u>20,000円</u> ※食料は除く	支給できない ※弁当を提供した場合は報酬から差し引くこととされている	支給できない ※通常用いる程度の茶菓は提供できるとされている
	★人数の上限 市長選 1日に12人まで (期間を通じて異なる者は60人以内) 市議補選 1日に9人まで (期間を通じて異なる者は45人以内)	※超過勤務手当は支給することはできません				
労 務 者		基本日額 <u>10,000円以内</u> ※法第139条ただし書の弁当の提供があった場合は、弁当の実費相当額を差し引いた額とする 超過勤務手当 1日につき基本日額の5割以内	上記と同じ			

注)

・実費弁償は、実際に要した額を超えて支給してはならない。

(例：800円の弁当を買ったのに1,000円を支給する場合等は認められない。)

・実費弁償の額には消費税を含みます。

Ⅲ 会計帳簿と収支報告書

1 会計帳簿

(1) 収入簿の作成（11 ㉟の記載例参照）

選挙運動に関する全ての寄附及びその他の収入全部を記載しなければなりません。

また、必ずしも金銭収入だけを意味するものではないため、無償で提供を受けたもの等については、直に見積もった金額を記載することとされています。

(2) 支出簿の作成（12～13 ㉟の記載例等参照）

支出簿の区分欄には「立候補準備のために支出した費用」と「選挙運動のために支出した費用」の2科目を設けるか分冊するなどし、さらに各科目又は分冊ごとに次の費目を設けて費目ごとに記載することになります。

ここに記載する月日は、収入簿と同様に実際に支出のあった日ですが、支出の約束の場合には、その約束のあった日を記載しなければなりませんので、必ずしも実際に支出した日と一致しないことがあります。

例えば、選挙事務所を借りる場合において、立候補する以前に、所有者と約束した場合は、その約束のあった日を記載し、また、選挙運動用ポスターの印刷に際して、それを印刷業者に発注した場合は、当該発注者が、それぞれ支出があった日として記載することになります。

支出簿に記載する費目については、「3 選挙運動費用の概要」（4㉟～6㉟）に掲げる(1)から(10)までの費目となります。

(3) 保存の義務（法第 191 条）

出納責任者は、これらの会計帳簿、明細書、領収書その他の支出を証する書類を収支報告書提出の日から3年間保存する義務があります。保存義務者は、収支報告書を提出したときの出納責任者です。

2 収支報告書

(1) 収支報告書の作成（14 ㉟～の記載例参照）

収支報告書は、1 で作成した会計帳簿をもとに記載してください。

収支報告書の様式は、立候補予定者説明会のときに配付するほか、選管のホームページにも掲載しています。

(2) 収支報告書の提出（法第 189 条）

出納責任者は、収支報告書を作成し、次の期限までに選管に提出しなければなりません。

ア 第1回目の提出は、選挙の期日から15日以内（9月22日まで）に、提出時点までの収支を記載して提出しなければなりません。

イ 第2回目以降の提出は、ア（第1回目）の精算届出後収支について、収入又は支出

があった日からその都度7日以内に提出しなければなりません。

※ 報告書の提出を怠り、あるいはこれに虚偽の記入をした出納責任者は、処罰されることがありますので、必ず期限内に提出してください。

※ 収支報告書は2部作成し、1部を提出してください。

(3) 収支報告書の添付書類（法第189条）

ア 領収書等

収入報告書を提出する際は、全ての支出について、必ずその他の支出を証すべき書面の写しを添付し、提出しなければなりません。

※ 領収書の写し等の提出については、市販の領収書用紙等に領収書の原本の記載内容を転記するか、領収書の原本をコピーするかのいずれかの方法により作成し、支出費目別に月日順に綴じてください。ただし、原本は提出しないでください。

イ 領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書（19㉟記載例参考）

アの領収書その他の支出を証すべき書面をとり難い事情があったときは、その旨や支出の金額、年月日、目的を記載した書面を添付しなければなりません。

なお、収支報告書に記載されている支出の全てが、「領収書の写」又は「領収書等を徴し難い事情があった支出の明細書」に記載されていなければなりません。

ウ 振込明細書に係る支出目的書（20㉟記載例参考）

振込による支出で振込明細書に支出の目的が記載されていない場合は提出が必要です。

(4) 収支報告書の公表（法第192条）

選挙運動費用収支報告書を受理した選管は、その報告書の要旨を公表し、受理した日から3年間保存するとともに、この期間内に請求があれば閲覧に供します。

(5) 保存の義務（法第191条）

出納責任者は、領収書の原本を、会計帳簿、明細書とともに選挙運動費用収支報告書提出の日から3年間保存することを義務づけられています。

会計帳簿の記載例

会 計 帳 簿

1 収入簿

月 日	金額または見積額	種別	寄附をした者			金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠	備考
			住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業		
8月8日	1,543,800 円	その他収入					自己資金
8月10日	500,000 円	寄附	旭川市7条通9丁目	〇〇〇〇後援会			
8月13日	50,000 円	寄附	旭川市〇〇4条3丁目	丁林 冬美	菓子業		
8月18日	5,000 円	その他収入				コピー用紙2,500円×2箱	手持ち品
8月19日	240,000 円	寄附	旭川市〇〇〇1条4丁目	〇〇〇の会			
8月19日	2,000 円	寄附	〇〇郡〇〇〇町1条5丁目	甲田 五郎			
8月21日	80,000 円	寄附	旭川市〇〇5条10丁目	丙山 三郎	会社役員	連絡用自動車1台 10,000円×8日	無償提供
8月27日	120,000 円	寄附	札幌市豊平区〇〇1条6丁目	株式会社□□□	商業	選挙事務所用家屋 15,000円×8日	無償提供
8月31日	70,000 円	寄附	旭川市〇〇3条6丁目	乙野 二郎	会社員		
8月31日	70,000 円	寄附	旭川市〇〇5条10丁目	丙山 三郎	会社役員	連絡用自動車1台 10,000円×7日	無償提供
8月31日	56,000 円	寄附	〇〇県〇〇市〇〇1番地	〇×サービス株式会社	商業	拡声機8,000円×7日	無償提供
9月4日	30,000 円	寄附	旭川市〇条通〇〇丁目	甲山 夏子	農業	10,000円×3日	無償提供
合 計	2,766,800 円						

備考

- この帳簿には、選挙運動に関するすべての寄附及びその他の収入を記載するものとする。
- 債務の免除、保証その他金銭以外の財産上の利益の收受については、その債務又は利益を直に見積もった金額を記載するものとする。
- 寄附及びその他の収入が金銭以外のものであるときは、「金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠」の欄にその員数、金額、見積の根拠等を記載するものとする。
- 寄附の中、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は交付の約束は、その約束の日の現在において記載するものとし、その旨並びにその履行の有無及び年月日等を「備考」欄に記載するものとする。
- 「種別」の欄には寄付金とその他の収入との区別を明記するものとする。
- 前各号に定めるものの外、出納責任者において必要と認める事項を記載することができる。

2 支出簿

(1) 立候補準備のために支出した費用

月 日	金額または見積額		支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出 の見積の根拠	支出をした 者の別	備考	
	金銭支出	金銭以外の支出		合 計	住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名				職業
(1)人件費										
8月29日	20,000	円	円	20,000	円	労務者報酬	旭川市〇〇〇〇	〇〇 〇〇	学生	候補者
∫	円		円							
計		2 件	40,000 円							
(2)家屋費(選挙事務所費)										
8月25日	30,000	円	円	30,000	円	電話架設料	旭川市〇条通〇丁目	〇〇電話局		候補者
∫	円		円							
計		4 件	259,000 円							
(3)通信費										
8月27日	3,100	円	円	3,100	円	電話料金	東京都〇〇区××町□□	×××××		候補者
∫	円		円							
計		3 件	20,000 円							
(4)交通費										
8月21日	円	80,000	円	80,000	円	連絡用事業者借上	旭川市〇〇5条10丁目	丙山 三郎	会社役員	10,000円×8日
計		1 件	80,000 円							
(5)印刷費										
8月19日	473,000	円	円	473,000	円	ポスター印刷代	旭川市〇〇〇条〇丁目	㈱〇〇製版		候補者
∫	円		円							公費負担
計		5 件	883,900 円							
(6)広告費										
8月21日	165,000	円	円	165,000	円	事務所用看板代	旭川市〇条通〇丁目	㈱〇〇看板店		候補者
∫	円		円							
計		4 件	315,400 円							
(7)文具費										
8月18日	円	5,000	円	5,000	円	コピー用紙				2,500円×2箱
∫	円		円							手持ち品
計		3 件	8,827 円							
(10)雑費										
8月27日	2,843	円	円	2,843	円	軍手代他	旭川市〇〇〇条〇丁目	〇〇ホームセンター		候補者
∫	円		円							
計		4 件	154,773 円							
合 計		1,761,900 円								

(2) 選挙運動のために支出した費用

月 日	金額または見積額		支出の目的	支出を受けた者		金銭以外の支出 の見積の根拠	支出をした 者の別	備考
	金銭支出	金銭以外の支出		合 計	住所又は主たる事務所の所在地			
(1)人件費								
8月31日	105,000 円	円	105,000 円	車上運動員報酬	旭川市〇〇〇〇	〇〇 〇〇	無職	出納責任者
⌋	円	円	円					
(1)人件費	計 14 件		875,000 円					
(2)家屋費(選挙事務所費)								
8月31日	120,000 円	円	120,000 円	事務所借料	札幌市豊平区〇〇条6丁目	株式会社〇〇〇〇		出納責任者
⌋	円	円	円					
(2)家屋費(選挙事務所費)	計 2 件		126,000 円					
(2)家屋費(集会所費)								
9月2日	5,000 円	円	5,000 円	個人演説会場費	旭川市〇条通〇丁目	〇〇会館		出納責任者
⌋	円	円	円					
(2)家屋費(集会所費)	計 2 件		37,000 円					
(3)通信費								
9月22日	21,600 円	円	21,600 円	電話料金	東京都〇〇区××町〇〇	×××××		出納責任者
(3)通信費	計 1 件		21,600 円					
(4)交通費								
8月21日	円	70,000 円	70,000 円	連絡用事業者借上	旭川市〇〇5条10丁目	丙山 三郎	会社役員	10,000円×7日
⌋	円	円	円					
(4)交通費	計 3 件		79,600 円					
(6)広告費								
8月31日	円	56,000 円	56,000 円	拡声機一式借上	〇〇県〇〇市〇〇1番地	〇×サービス株式会社		出納責任者
⌋	円	円	円					
(6)広告費	計 2 件		254,000 円					
(7)文具費								
9月5日	1,123 円	円	1,123 円	圧着テープ他	旭川市〇〇〇条〇丁目	〇〇スーパー		出納責任者
(7)文具費	計 1 件		1,123 円					
(8)食料費								
8月31日	33,000 円	円	33,000 円	仕出し弁当代	旭川市〇〇〇条〇丁目	〇×商事		出納責任者
⌋	円	円	円					
(8)食料費	計 11 件		162,400 円					
(9)宿泊費								
9月5日	10,000 円	円	10,000 円	応援弁士宿泊	〇〇県〇〇市〇〇1番地	乙川 六郎	団体職員	出納責任者
(9)宿泊費	計 1 件		10,000 円					
(10)雑費								
8月31日	770 円	円	770 円	振込手数料	旭川市〇〇〇条〇丁目	〇〇銀行××支店		出納責任者
⌋	円	円	円					
(10)雑費	計 8 件		34,377 円					
合 計	1,601,100 円							

収支報告書の記載例

選挙運動費用収支報告書

1 令和7年9月7日執行 ○○○○選挙

2 公職の候補者

住所 旭川市○条通○丁目○○番地

氏名 旭川 太郎

候補者届出書に記載された住所、氏名を記入

3 令和7年 8月 8日 から 9月 22日 まで (第 1 回分)

4 収入の部

最初に収支があった日から最後に収支があった日を記入

月 日	金額または見積額	種別	寄附をした者		金銭以外の寄附及びその他の収入の見積の根拠	備考
			住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名		
8月8日	1,543,800 円	その他収入				自己資金
8月10日	500,000 円	寄附	旭川市7条通9丁目	○○○後援会		
8月13日	50,000 円	寄附	旭川市○○4条3丁目	丁林 冬美		菓子業
8月18日	5,000 円	その他収入			コピー用紙2,500円×2箱	手持ち品
8月19日	240,000 円	寄附	旭川市○○○1条4丁目	○○○の会		
8月19日	2,000 円	寄附	○○郡○○○町1条5丁目	甲田 五郎		
8月21日	80,000 円	寄附	旭川市○○○5条10丁目	丙山 三郎	連絡用自動車1台10,000円×8日	無償提供
8月27日	120,000 円	寄附	札幌市豊平区○○1条6丁目	株式会社□□□	選挙事務所用家屋15,000円×8日	無償提供
8月31日	70,000 円	寄附	旭川市○○○3条6丁目	乙野 二郎		
8月31日	70,000 円	寄附	旭川市○○○5条10丁目	丙山 三郎	連絡用自動車1台10,000円×7日	無償提供
8月31日	56,000 円	寄附	○○県○○市○○1番地	○×サービス株式会社	拡声機8,000円×7日	無償提供
9月4日	30,000 円	寄附	旭川市○条通○○丁目	甲山 夏子	10,000円×3日	労務無償提供
計	寄附 1,218,000 円					
	その他収入 1,548,800 円					
	計 2,766,800 円					
前回計	寄附					
	その他収入					
	計					
総額	寄附 1,218,000 円					
	その他収入 1,548,800 円					
	計 2,766,800 円					

参 考

5 支出の部

月 日	金額または見積額	区分	支出の目的	支出を受けた者			金銭以外の支出 の見積の根拠	備考
				住所又は主たる事務所の所在地	氏名又は団体名	職業		
(1)人件費								
8月29日	20,000 円	立候補準備	労務者報酬	旭川市〇〇〇〇	〇〇 〇〇	学生		
8月29日	20,000 円	立候補準備	労務者報酬	旭川市〇〇〇〇	〇〇 〇〇	会社員		
8月31日	105,000 円	選挙運動	車上運動員報酬	旭川市〇〇〇〇	〇〇 〇〇	無職		
8月31日	105,000 円	選挙運動	車上運動員報酬	旭川市〇〇〇〇	〇〇 〇〇	会社員		
8月31日	105,000 円	選挙運動	車上運動員報酬	旭川市〇〇〇〇	〇〇 〇〇	会社員		
8月31日	60,000 円	選挙運動	車上運動員報酬	旭川市〇〇〇〇	〇〇 〇〇	無職		
8月31日	70,000 円	選挙運動	事務員報酬	旭川市〇〇〇〇	〇〇 〇〇	会社員		
8月31日	40,000 円	選挙運動	事務員報酬	旭川市〇〇〇〇	〇〇 〇〇	無職		
9月1日	80,000 円	選挙運動	事務員報酬	旭川市〇〇〇〇	〇〇 〇〇	無職		
9月1日	70,000 円	選挙運動	事務員報酬	旭川市〇〇〇〇	〇〇 〇〇	無職		
9月2日	45,000 円	選挙運動	車上運動員報酬	旭川市〇〇〇〇	〇〇 〇〇	無職		
9月2日	30,000 円	選挙運動	労務者報酬	旭川市〇〇〇〇	〇〇 〇〇	会社員		
9月2日	45,000 円	選挙運動	労務者報酬	旭川市〇〇〇〇	〇〇 〇〇	学生		
9月3日	70,000 円	選挙運動	労務者報酬	旭川市〇〇〇〇	〇〇 〇〇	無職		
9月4日	30,000 円	選挙運動	労務者報酬	旭川市〇条通〇丁目	甲山 夏子	農業	10,000円×3日	労務無償提供
9月5日	20,000 円	選挙運動	労務者報酬	旭川市〇条通〇〇丁目	甲山 乙子	学生		
計				16 件	915,000 円			
(2)家屋費(選挙事務所費)								
8月25日	30,000 円	立候補準備	電話架設	旭川市〇条通〇丁目	〇〇電話局			
8月26日	64,000 円	立候補準備	事務用備品借上料	旭川市〇〇〇〇3条5丁目	〇〇〇レンタル株			
8月27日	45,000 円	立候補準備	インターネット架設	旭川市〇条通〇丁目	〇〇通信社			
8月27日	120,000 円	立候補準備	事務所借料	札幌市豊平区〇〇1条6丁目	株式会社□□□		15,000円×8日	無償提供 (8日)
8月31日	120,000 円	選挙運動	事務所借料	札幌市豊平区〇〇1条6丁目	株式会社□□□		15,000円×8日	
9月1日	6,000 円	選挙運動	駐車場借上料	旭川市〇条通〇丁目	△△有限会社			
計				6 件	385,000 円			
(2)家屋費(集会会場費)								
9月2日	5,000 円	選挙運動	個人演説会場費	旭川市〇〇1条9丁目	〇〇会館			
9月6日	32,000 円	選挙運動	個人演説会場費	旭川市〇条通〇丁目	□□ホテル			
小計				2 件	37,000 円			

(3)通信費									
8月27日	立候補準備	3,100	円	立候補準備	電話料金	東京都〇〇区××町□□	××××		
8月28日	立候補準備	16,000	円	立候補準備	電話機借上料	旭川市〇〇〇条〇丁目	〇〇商事株		
8月29日	立候補準備	900	円	立候補準備	切手医大	旭川市〇条通〇丁目	〇〇郵便局		
9月22日	選挙運動	21,600	円	選挙運動	電話料金	東京都〇〇区××町□□	××××		
(3)通信費 計		4	件		41,600	円			
(4)交通費									
8月21日	立候補準備	80,000	円	立候補準備	連絡用自動車借上	旭川市〇〇5条10丁目	丙山 三郎	会社役員	10,000円×8日
8月31日	選挙運動	70,000	円	選挙運動	連絡用自動車借上	旭川市〇〇5条10丁目	丙山 三郎	会社役員	10,000円×7日
9月3日	選挙運動	1,100	円	選挙運動	タクシー代	旭川市〇〇5条11丁目	丁野 八朗	無職	実費弁償
9月4日	選挙運動	8,500	円	選挙運動	同ガソリン代	旭川市〇〇〇条〇丁目	〇×石油株		
(4)交通費 計		4	件		159,600	円			
(5)印刷費									
8月19日	立候補準備	473,000	円	立候補準備	ポスター印刷代	旭川市〇〇〇条〇丁目	株〇〇製版		公費負担
8月22日	立候補準備	123,200	円	立候補準備	ビラ印刷代	旭川市〇条通〇丁目	〇〇印刷株		公費負担
8月25日	立候補準備	112,400	円	立候補準備	はがき印刷代	旭川市〇条通〇丁目	〇〇印刷株		
8月26日	立候補準備	121,000	円	立候補準備	ポスター印刷代	旭川市〇〇〇条〇丁目	株〇〇製版		候補者負担分100枚
8月29日	立候補準備	54,300	円	立候補準備	リーフレット印刷代	〇〇市〇〇北3丁目	株式会社××印刷		
(5)印刷費 計		5	件		883,900	円			
(6)広告費									
8月21日	立候補準備	165,000	円	立候補準備	事務所用看板代	旭川市〇条通〇丁目	有〇〇看板店		
8月22日	立候補準備	132,000	円	立候補準備	自動車用看板代	旭川市〇条通〇丁目	有〇〇看板店		
8月23日	立候補準備	8,500	円	立候補準備	たすき代	旭川市〇〇〇条〇丁目	〇〇商店		
8月24日	立候補準備	9,900	円	立候補準備	のぼり代	旭川市〇〇〇条〇丁目	〇〇商店		
8月31日	選挙運動	56,000	円	選挙運動	拡声機一式借上	〇〇県〇〇市〇〇1番地	〇×サービス株式会社		無償提供
8月31日	選挙運動	198,000	円	選挙運動	新聞広告料	旭川市〇〇〇条〇丁目	〇〇新聞社		
(6)広告費 計		6	件		569,400	円			
(7)文具費									
8月18日	立候補準備	5,000	円	立候補準備	コピー用紙				手持ち品
8月23日	立候補準備	1,884	円	立候補準備	ボールペン他	旭川市〇条通〇丁目	××商店		2,500円×2箱
8月24日	立候補準備	1,943	円	立候補準備	電卓他	旭川市〇〇〇条〇丁目	〇〇〇ショップ		
9月5日	選挙運動	1,123	円	選挙運動	庄着テープ他	旭川市〇〇〇条〇丁目	〇〇スーパー		
(7)文具費 計		4	件		9,950	円			

(8)食料費									
8月31日	選挙運動	33,000 円	仕出し弁当代	旭川市〇〇〇条〇〇丁目	〇〇商事				
8月31日	選挙運動	2,400 円	茶菓子代	旭川市〇〇〇条〇丁目	〇〇スーパー				
9月1日	選挙運動	22,000 円	仕出し弁当代	旭川市〇〇〇条〇〇丁目	〇〇商事				
9月2日	選挙運動	22,000 円	仕出し弁当代	旭川市〇〇〇条〇〇丁目	〇〇商事				
9月2日	選挙運動	3,930 円	茶菓子代	旭川市〇〇〇条〇丁目	〇〇スーパー				
9月3日	選挙運動	4,090 円	弁当代	旭川市〇条通〇丁目	△△コンビニ				
9月3日	選挙運動	2,200 円	飲料代	旭川市〇条通〇丁目	××マート				
9月4日	選挙運動	22,000 円	仕出し弁当代	旭川市〇〇〇条〇〇丁目	〇〇商事				
9月5日	選挙運動	6,780 円	弁当代	旭川市〇条××丁目	××マート				
9月6日	選挙運動	33,000 円	仕出し弁当代	旭川市〇〇〇条〇〇丁目	〇〇商事				
9月6日	選挙運動	11,000 円	弁当代	旭川市〇条通〇丁目	□□食堂				
(8)食料費		計	11 件	162,400 円					
(9)宿泊費									
9月5日	選挙運動	10,000 円	応援弁士宿泊	〇〇県〇〇市〇〇1番地	乙川 六郎			団体職員	
(9)宿泊費		計	1 件	10,000 円					
(10)雑費									
8月27日	立候補準備	2,893 円	軍手代他	旭川市〇〇〇条〇〇丁目	〇〇ホームセンター				
8月27日	立候補準備	88,000 円	選挙運動員ユニフォーム	旭川市〇〇〇条〇〇丁目	××ショップ				
8月29日	立候補準備	440 円	振込手数料	旭川市〇〇〇条〇〇丁目	〇〇銀行〇〇支店				株式会社××印刷振込分
8月30日	立候補準備	63,440 円	置き石代他	旭川市〇〇〇条〇〇丁目	〇〇ホームセンター				
8月31日	選挙運動	770 円	振込手数料	旭川市〇〇〇条〇〇丁目	××信用金庫〇〇支店				株式会社□□振込分
9月2日	選挙運動	5,550 円	雨具他	旭川市〇〇〇条〇〇丁目	〇〇ショップ				
9月5日	選挙運動	520 円	振込手数料	旭川市〇〇〇条〇〇丁目	〇〇銀行××支店				乙川六郎振込分
9月6日	選挙運動	2,170 円	栄養ドリンク他	旭川市〇〇〇条〇〇丁目	〇〇薬局				
9月8日	選挙運動	3,630 円	生花代	旭川市〇〇〇条〇〇丁目	〇〇生花店				
9月19日	選挙運動	3,270 円	ガス代	旭川市〇〇〇条〇〇丁目	〇〇ガス株				
9月22日	選挙運動	15,234 円	電気料金	旭川市〇〇〇条〇〇丁目	××電力株				
9月22日	選挙運動	3,233 円	水道料金	旭川市〇〇〇条〇〇丁目	旭川市水道局				
(10)雑費		計	12 件	189,150 円					

立候補準備の ための支出	1,761,900	円
選挙運動のた めの支出	1,601,100	円
計	3,363,000	円
立候補準備の ための支出		円
選挙運動のた めの支出		円
計	0	円
立候補準備の ための支出	1,761,900	円
選挙運動のた めの支出	1,601,100	円
計	3,363,000	円

項目	単価	枚数	金額
選挙運動用ポスター	1,100 円	430 枚	473,000 円
選挙運動用ビラ	7.7 円	16,000 枚	123,200 円
計			596,200 円

支出のうち公費負担相当額

この報告書は、公職選挙法の規定に従って作製したものであって、真実に相違ありません。

令和 7 年 9 月 22 日

出納責任者 住 所 旭川市〇〇3条10丁目〇番〇号

収支報告書の提出日を記入

氏 名 北海 花子

出納責任者本人が署名(白書)してください。(出納責任者の署名がない場合は、出納責任者の本人確認書が必要です。)

備考 収入の部においては、一件1万円を超えるものについては各件ごとに記載し、一件1万円以下のものについては種別ごとに各収入日における合計額を一欄に記載するものとする。

なお、寄附については、一件1万円以下のものについても必要に応じて各件ごとに記載してさしつかえない。

2 収入の部中「種別」欄には、寄附金、その他の収入の区別を明記するものとする。

3 収入の部中「参考」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額(選挙運動用通常葉書、ビラ若しくはポスターの作成又は選挙事務所、選挙運動用自動車等若しくは個人演説会場の立札及び類の看板の作成に係るものをいう。以下同じ。)を記載するものとし、また、その他の参考となる事項を記載することができるものとする。

4 支出の部中「区分」の欄には、立候補準備のために支出した費用と選挙運動のために支出した費用との区別を明記するものとする。

5 支出の部中「支出のうち公費負担相当額」欄には、選挙運動に係る公費負担相当額を記載するものとする。ただし、各項目において二以上の契約がある場合には、契約ごとに欄を追加して記載するものとする。

6 精算届後の報告書にあっては、「収入の部」「支出の部」とともに前回報告した金額をあわせて総額の欄に記載するものとする。

7 収入の部の記載については第三十号様式収入簿の備考中2から6までの例により、支出の部の記載については同様式支出簿の備考中3から9までの例によるものとする。

8 出納責任者本人が提出する場合には本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合には委任状の提示又は提出及び当該代理人の本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、出納責任者本人の署名その他の措置がある場合はこの限りではない。

領収書を徴し難い事情があった支出の明細書

支出の年月日	支出の金額	区分	支出の目的	領収書その他の支出を証すべき書面を徴し難かった事情
8月18日	5,000 円	立候補準備	コピー用紙	手持ち品のため
8月19日	473,000 円	立候補準備	ポスター印刷代	公費負担のため
8月21日	123,200 円	立候補準備	ビラ印刷代	公費負担のため
8月21日	80,000 円	立候補準備	連絡用自動車借上げ	無償提供のため
8月27日	120,000 円	立候補準備	事務所借料	無償提供のため
8月29日	54,300 円	立候補準備	リーフレット印刷代	銀行振込のため
8月31日	70,000 円	選挙運動	連絡用自動車借上げ	無償提供のため
8月31日	120,000 円	選挙運動	事務所借料	銀行振込のため
8月31日	56,000 円	選挙運動	拡声機一式借上げ	無償提供のため
9月3日	1,100 円	選挙運動	タクシー代	領収書を発行しないため
9月4日	30,000 円	選挙運動	労務者報酬	労務無償提供のため
9月5日	10,000 円	選挙運動	応援弁士宿泊料	銀行振込のため
	円			

1 令和6年9月7日執行 旭川市長選挙

2 公職の候補者

氏名	旭川 太郎
氏名	北海 花子

3 出納責任者

備考

1 「区分」の欄には、立候補準備のために要した費用及び選挙運動のために支出した費用の区別を明記するものとする。

2 「支出の目的」の欄は、第30号様式支出簿の備考中6の例により記載するものとする。

振込明細書に係る支出目的書

支出の費目	支出の目的
印刷費	リーフレット印刷代

1 令和6年9月7日執行 旭川市長選挙

2 公職の候補者

氏名 旭川 太郎

3 出納責任者

氏名 北海 花子

振込明細書に支出の目的が記載されていない場合に記入が必要です

備考

- 1 「支出の費目」の欄は、第30号様式支出簿の備考中3の例により記載するものとする。
- 2 「支出の目的」の欄は、第30号様式支出簿の備考中6の例により記載するものとする。
- 3 支出の目的ごとに別葉とするものとする。
- 4 支出の目的に対応する振込明細書の写しと併せて提出するものとする。